○三鷹市景観条例

平成24年12月27日

条例第34号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第６条）
第２章　景観づくり計画の策定等（第７条・第８条）
第３章　行為の規制等（第９条―第18条）
第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条―第22条）
第５章　市民主体の景観づくり等（第23条―第30条）
第６章　景観審議会及び景観アドバイザー（第31条・第32条）
第７章　雑則（第33条）
附則

私たちが暮らす三鷹は、武蔵野台地に位置し、緑豊かな国分寺崖線と野川、神田川、仙川などの河川や江戸時代につくられた玉川上水、さらに、都立井の頭恩賜公園、国立天文台や国際基督教大学の緑地など、多くの自然に包まれている。その中で、江戸時代に開墾され「三鷹の原風景」となっている農地や屋敷林、歴史が息づく街道、活力に満ちた都市空間などが多様な風景や景観を形成している。

この三鷹の魅力ある風景や景観は、これまでの人々の暮らし、営み、コミュニティ活動などが積み重なり、生み出された市民共有の財産である。この風景や景観を構成する資源を最大限活かし、緑と水の豊かさを実感できる質の高いまちづくりを推進していくことが私たちの願いである。

ここに、私たちは、自然、歴史・文化の中で培われた風景や景観を守り、生かし、市、市民及び事業者の協働の景観づくりを進め、緑と水の公園都市を実現するため、この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し、必要な事項を定めるとともに、三鷹市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにし、三者が協働して、緑と水の公園都市にふさわしい景観づくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　市内に住所を有する者、居住する者及び通勤し、又は通学する者並びに市内の土地、建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）に権利を有する者をいう。

(2)　事業者　市内において商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。

(3)　建築物　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。

(4)　景観づくり　地域の自然、農、歴史・文化、にぎわい、コミュニティを尊重するとともに、恵まれた緑と水を守り、生かし、創り、育てることによるまちづくり活動をいう。

(5)　開発事業者　三鷹市まちづくり条例（平成８年三鷹市条例第５号）第24条に規定する開発事業者をいう。

（市の責務）

第３条　市は、良好な景観づくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

２　市は、前項に規定する施策の策定及びその実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

３　市は、景観づくりに関する意識の啓発、知識の普及等を通して、良好な景観を守り、生かし、創り、育てることに対する市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第４条　市民は、景観づくりに関する理解を深め、良好な景観づくりに自ら努めなければならない。

２　市民は、この条例に基づき市が実施する良好な景観づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、良好な景観づくりに自ら努めなければならない。

２　事業者は、この条例に基づき市が実施する良好な景観づくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

（東京都又は近隣市区との協議）

第６条　市長は、良好な景観づくりを推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は近隣市区の長に対して協議を求めることができる。

２　市長は、東京都知事又は近隣市区の長から、良好な景観づくりを推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

３　市長は、前２項に規定する協議をするときは、三鷹市景観審議会（第31条を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴くことができる。

第２章　景観づくり計画の策定等

（景観づくり計画の策定）

第７条　市長は、市の良好な景観づくりを推進するための計画として、法第８条第１項に規定する景観計画（以下「景観づくり計画」という。）を定めるものとする。

２　法第８条第２項第１号に規定する景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、市全域とする。

３　市長は、良好な景観づくりを推進するうえで、特に重点的に取り組む必要がある地区を景観重点地区として定めることができる。

４　前項に規定する景観重点地区における法第８条第２項第２号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、当該景観重点地区ごとに定める

ことができる。

（策定の手続）

第８条　市長は、景観づくり計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映するために必要な措置を講じなければならない。

２　市長は、景観づくり計画を策定するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、景観づくり計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

４　前３項の規定は、景観づくり計画の変更について準用する。

第３章　行為の規制等

（届出を要する行為等）

第９条　景観計画区域において、法第16条第１項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

２　景観計画区域において、法第16条第１項各号に掲げる行為をしようとする者は、景観づくり計画に適合するよう努めなければならない。

３　法第16条第１項第４号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2)　屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第48号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

４　市長は、届出又は通知に係る行為の内容が景観づくり計画に適合するときは、規則で定めるところにより、適合通知書を交付する。

５　市長は、法第16条第１項の規定による届出（以下「行為の届出」という。）があったときは、当該行為の届出に関する事項について、審議会の意見を聴くことができる。

（届出を要しない行為）

第10条　法第16条第７項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2)　農業を営むために行う土地の形質の変更

(3)　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア　農業を営むために行うもの

イ　堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

(4)　規則で定める届出対象規模に満たないものに係る法第16条第１項各号（第２号を除く。）に掲げる行為

(5)　規則で定める工作物を除く法第16条第１項第２号に掲げる行為

（行為の通知等）

第11条　景観計画区域において、法第16条第１項各号に掲げる行為をしようとする国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）は、規則で定めるところにより、市長に通知しなければならない。

２　前項の規定による通知をした国の機関等は、その通知に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に通知しなければならない。

（行為完了の届出等）

第12条　行為の届出をした者又は前条の規定による通知をした国の機関等は、当該行為の届出又は通知に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

２　市長は、前項の規定による届出の確認の結果、制限に適合していない箇所があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該箇所を是正するよう指導することができる。

（特定届出対象行為）

第13条　法第17条第１項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)　建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(2)　工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

（景観計画区域内における指導）

第14条　市長は、景観づくり計画において法第８条第２項第２号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めたときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

（勧告の手続等）

第15条　市長は、法第16条第３項の規定による勧告のほか、次の者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう、規則で定めるところにより、勧告することができる。

(1)　届出をしない者

(2)　虚偽の内容の届出をした者

２　市長は、法第16条第３項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

３　市長は、法第16条第３項の規定による勧告又は第１項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、これを公表することができる。

４　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。ただし、その者が当該機会を放棄したと認められるときは、この限りでない。

５　市長は、第３項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（変更命令等の手続）

第16条　市長は、法第17条第１項又は第５項の規定により、必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（事前協議）

第17条　景観計画区域において行為の届出をしようとする開発事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に事前協議をしなければならない。

（事前協議の指導）

第18条　市長は、前条の事前協議があったときは、景観づくり計画に基づき、開発事業者に対し、必要な指導をすることができる。

２　市長は、前項の指導をしようとするときは、審議会及び第32条で定める景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

３　市長は、事前協議において必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、報告を求めることができる。

第４章　景観重要建造物及び景観重要樹木

（景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の手続）

第19条　市長は、法第19条第１項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第１項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ、当該建造物又は当該樹木の所有者（所有者が２人以上いるときは、その全員）の同意を得なければならない。

２　市長は、景観重要建造物について、次に掲げる行為をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(1)　法第19条第１項の規定により景観重要建造物を指定しようとするとき。

(2)　法第20条第１項又は第２項の規定により提案があったとき。

(3)　法第22条第１項の規定により現状変更の許可をし、又は同条第２項の規定により許可をしないとき。

(4)　法第22条第３項の規定により許可に必要な条件を付そうとするとき。

(5)　法第22条第４項の規定により協議に応じようとするとき。

(6)　法第23条第１項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき。

(7)　法第26条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき。

(8)　法第27条第１項又は第２項の規定により指定の解除をしようとするとき（法第19条第３項の建造物に該当するに至ったときを除く。）。

３　市長は、景観重要樹木について、次に掲げる行為をしようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

(1)　法第28条第１項の規定により景観重要樹木を指定しようとするとき。

(2)　法第29条第１項又は第２項の規定により提案があったとき。

(3)　法第31条第１項の規定により現状変更の許可をし、又は同条第２項において準用する法第22条第２項の規定により許可をしないとき。

(4)　法第31条第２項において準用する法第22条第３項の規定により許可に必要な条件を付そうとするとき。

(5)　法第31条第２項において準用する法第22条第４項の規定により協議に応じようとするとき。

(6)　法第32条第１項において準用する法第23条第１項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするとき。

(7)　法第34条の規定により管理に関する命令又は勧告をしようとするとき。

(8)　法第35条第１項又は第２項の規定により指定の解除をしようとするとき（法第28条第３項の樹木に該当するに至ったときを除く。）。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準）

第20条　法第25条第２項の条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1)　景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2)　消火栓、消火器の設置その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。

(3)　景観重要建造物の腐食を防止するための措置を講ずること。

(4)　景観重要建造物の滅失及び毀損を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(5)　前各号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

2　法第33条第２項の条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1)　切り戻し剪定、切り詰め剪定等は、必要最低限とし、指定時における樹容を損なわないようにすること。

(2)　枯れ枝、徒長枝、懐枝その他の生長に支障を来すおそれのある枝を適宜剪定すること。

(3)　景観重要樹木の枯死等を防ぐため、病害虫の防除を行うこと。

(4)　前３号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更等の届出）

第21条　景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者が変更したときは、新たな所有者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2　景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者は、氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（景観重要建造物及び景観重要樹木の滅失等の届出）

第22条　景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者は、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の全部若しくは一部が滅失し、又は毀損（景観重要樹木にあっては、枯死）したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け

出なければならない。

第５章　市民主体の景観づくり等

（景観づくり宣言の認定等）

第23条　一定のまとまりのある区域において、当該区域の土地の所有権及び借地権を有する者（以下この条において「所有者等」という。）は、規則で定めるところにより、景観づくりについて、宣言することができる。

２　市長は、所有者等の代表者（所有者等の全員の同意を得た者をいう。以下この条において同じ。）が、規則で定めるところにより、景観づくりについての宣言を定めて申請した場合であって、その内容が良好な景観づくりに資すると認めるときは、当該宣言を景観づくり宣言として認定することができる。

３　景観づくり宣言の認定の有効期間は３年間とする。ただし、更新する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、３年ごとにこれを更新することができる。

４　市長は、景観づくり宣言を認定したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

５　市長は、第２項の規定により認定した景観づくり宣言に係る所有者等に対し、技術的支援等を行うことができる。

６　市長は、第２項の規定により認定した景観づくり宣言の内容が、良好な景観づくりに資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、認定を取り消すことができる。

７　市長は、景観づくり宣言の認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を所有者等の代表者に通知しなければならない。

８　所有者等の代表者は、第２項の規定により認定を受けた景観づくり宣言の内容に変更が生じたとき、又は同項の規定により認定を受けた景観づくり宣言を取り下げようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

９　市長は、前項の景観づくり宣言の内容の変更が、良好な景観づくりに資すると

認めるときは、当該変更を承認するものとする。この場合においては、第４項の規定を準用する。

10　市長は、景観づくり宣言を認定し、変更を承認し、又は認定を取り消そうとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

（景観協定の認可）

第24条　市長は、法第83条第１項に規定する景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（農のある風景保全地区の指定の申出）

第25条　農地等とその周辺地域の土地の所有権及び借地権を有する者並びに建築物の所有権を有する者（以下この条から第28条までにおいて「所有者等」という。）の代表者（所有者等の全員の同意を得た者をいう。以下この条及び第28条において同じ。）は、規則で定めるところにより、当該農地等とその周辺地域を一体として、農のある風景保全地区（以下「保全地区」という。）に指定するよう市長に申し出ることができる。

２　所有者等の代表者は、前項の規定による申出を行う場合においては、規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

（農のある風景保全地区の指定等）

第26条　市長は、前条の規定による申出があった場合において、規則で定めるところにより、当該農地等がその周辺地域と一体として、農のある風景を形成していると認めるときは、保全地区として指定することができる。

２　市長は、前項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該農地等がその周辺地域と一体として、農のある風景を形成していると認めるときは、所有者等の全員の同意を得たうえで、保全地区として指定することができる。

３　市長は、保全地区を指定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該保全地区の所有者等と農地等を維持するための管理協定を締結しなければならない。

４　市長は、第１項又は第２項の規定により保全地区の指定をしようとするときは、

あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

5　市長は、保全地区を指定したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

（農のある風景保全地区方針の策定等）

第27条　市長は、保全地区を指定したときは、当該保全地区の所有者等の意見を聴いて、農のある風景保全地区方針（以下「保全地区方針」という。）を策定しなければならない。

2　保全地区方針は、次に掲げる事項について、定めるものとする。

(1)　保全地区方針の目標

(2)　公共施設の整備に関する方針

(3)　景観づくりの誘導方針

3　市長は、保全地区方針を策定するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、保全地区方針を策定したときは、これを公表しなければならない。

（指定の変更及び解除）

第28条　保全地区の所有者等の代表者は、第26条第１項又は第２項の規定により指定を受けた内容に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、当該内容の変更が、農のある風景の形成に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、当該変更を承認するものとする。

2　市長は、保全地区の所有者等の意見を聴いたうえで、当該保全地区が農のある風景を形成していると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、指定を解除することができる。

3　市長は、第１項の規定により届出された事項のうち、規則で定めるものの変更を承認し、又は指定を解除しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、第１項の規定により届出された事項のうち、規則で定めるものの変更

を承認し、又は指定を解除したときは、その旨を当該保全地区の所有者等の代表者に通知しなければならない。

5　市長は、第１項の規定により届出された事項のうち、規則で定めるものの変更を承認し、又は指定を解除したときは、これを公表しなければならない。

（景観づくり活動団体の認定等）

第29条　市長は、市内に住所を有する者で構成される景観づくりに関する自主的な活動を行う団体の代表者（団体の構成員の全員の同意を得た者をいう。以下この条において同じ。）が、景観を形成している資源の所有者の同意を得たうえで、規則で定めるところにより、申請した場合であって、その活動内容が良好な景観づくりに資すると認めるときは、当該団体を景観づくり活動団体として認定することができる。

2　市長は、景観づくり活動団体を認定したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。

3　市長は、第１項の規定により認定した景観づくり活動団体に対し、技術的支援等を行うことができる。

4　市長は、第１項の規定により認定した景観づくり活動団体の活動内容が、良好な景観づくりに資すると認められなくなったときは、規則で定めるところにより、認定を取り消すことができる。

5　市長は、景観づくり活動団体の認定を取り消したときは、規則で定めるところにより、その旨を当該団体の代表者に通知しなければならない。

6　第１項の規定による認定を受けた景観づくり活動団体の代表者は、規則で定めるところにより、当該団体の活動内容に変更が生じたとき、又は認定を辞退しようとするときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

7　市長は、前項の景観づくり活動団体の活動内容の変更が、良好な景観づくりに資すると認めるときは、当該変更を承認するものとする。この場合においては、第２項の規定を準用する。

8　市長は、景観づくり活動団体を認定し、活動内容の変更を承認し、又は認定を

取り消そうとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

（表彰制度）

第30条　市長は、良好な景観づくりの推進に寄与していると認める個人又は団体を表彰することができる。

２　市長は、前項の規定により表彰するときは、審議会の意見を聴くことができる。

第６章　景観審議会及び景観アドバイザー

（景観審議会）

第31条　市の良好な景観づくりを推進するため、市長の附属機関として三鷹市景観審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申するほか、当該事項について市長に意見を述べることができる。

(1)　東京都又は近隣市区との協議に関する事項

(2)　景観づくり計画に関する事項

(3)　行為の届出に関する事項

(4)　勧告及び公表に関する事項

(5)　変更命令等に関する事項

(6)　事前協議に関する事項

(7)　景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項

(8)　景観づくり宣言に関する事項

(9)　景観協定に関する事項

(10)　保全地区に関する事項

(11)　景観づくり活動団体に関する事項

(12)　表彰に関する事項

(13)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

３　審議会は、市長が委嘱する委員７人以内をもって組織する。

４　専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

５　前２項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

（景観アドバイザー）

第32条　市長は、良好な景観づくりを推進するため、景観づくりに関し専門的な知識を有する者を景観アドバイザーとして置くことができる。

２　景観アドバイザーは、市民及び事業者が行う景観づくりに対し、技術的支援又は助言を行うものとする。

３　前２項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

第７章　雑則

（委任）

第33条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年４月１日から施行する。ただし、第１章、第２章及び第６章並びに次項から附則第５項までの規定は、平成25年２月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成25年２月１日から同年３月31日までの間においては、法第７条第１項に規定する景観行政団体としての市の景観づくり計画は、法第８条に基づき東京都が定めた景観計画のうち、市に係る部分とする。

３　平成25年２月１日前に東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第10条第１項に規定する東京都知事になされた届出（市の区域に係る部分に限る。）は、この条例の相当規定により市長になされたものとみなす。

（三鷹市まちづくり条例の一部改正）

４　三鷹市まちづくり条例の一部を次のように改正する。

目次中「

第6章　まちづくり推進委員会（第45条）

第7章　助成等（第46条―第48条）

第8章　雑則（第49条・第50条）

」を「

第6章　助成等（第45条―第47条）

第7章　雑則（第48条・第49条）

」に改める。

第10条第３項中「第45条に規定する三鷹市まちづくり推進委員会（第６章を除き、以下「委員会」という。）」を「三鷹市都市計画審議会条例（平成12年三鷹市条例第19号）第１条に規定する三鷹市都市計画審議会（以下「審議会」という。）」に改める。

第12条第２項及び第14条第２項中「委員会」を「審議会」に改める。

第６章を削る。

第７章中第46条を第45条とし、第47条を第46条とし、第48条第２項中「委員会」を「審議会」に改め、同条を第47条とし、同章を第６章とする。

第８章中第49条を第48条とし、第50条を第49条とし、同章を第７章とする。

（三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

５　三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第２条第66号中「まちづくり推進委員会委員」を「景観審議会委員」に改める。

第７条第２項中「、第66号」を削る。

別表第２まちづくり推進委員会委員の項を次のように改める。

景観審議会	会長	23,000円
	委員	20,000円